

議事日程第5号

平成25年3月15日(金)

第1 議案上程(議案第1号から第42号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

---

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 議会案上程(議会案第42号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第43号及び第44号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第4 継続審査事件の承認

---

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	江畑英悦
副事務局長	木元義博
主査	湊智志

地方自治法第121条による出席者

市 長	渡 部 幸 男	副 市 長	伊 藤 正 孝
教 育 長	杉 本 俊比古	監 査 委 員	湊 忠 雄
総務企画部長	山 本 春 司	市民福祉部長	加 藤 透
産業建設部長	渡 辺 敏 秀	教 育 次 長	小 玉 一 克
企 業 局 長	佐 藤 稔	総務企画課長	原 田 良 作
海フェスタ推進室長	加 藤 秋 男	財 政 課 長	目 黒 重 光
税 務 課 長	杉 本 光	生活環境課長	齊 藤 豊
子育て支援課長	天 野 綾 子	福祉事務所長	鈴 木 金 誠
農林水産課長	佐 藤 喜代長	観光商工課長	松 橋 光 成
建 設 課 長	伊 藤 岩 男	下 水 道 課 長	千 田 俊 彦
若美総合支所長	大坂谷 栄 樹	病院事務局長	船 木 道 晴
会 計 管 理 者	石 川 静 子	学校教育課長	鈴 木 雅 彦
生涯学習課長	鎌 田 和 裕	選管事務局長	蓬 田 司
監査事務局長	杉 山 武	農委事務局長	高 橋 郁 雄
企業局管理課長	船 木 吉 彰		

午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

---

日程第1 議案第1号から第42号まで一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第1号から第42号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第10号男鹿市集会施設条例の一部を改正する条例について及び議案第21号若美歴史学習交流会の指定管理者の指定についてであります。

まず、議案第10号については、福野地区集会施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号については、若美歴史学習交流館の指定管理者として、渡部町内会を指定するものであります。

本2議案については、若美地区における集会施設の管理運営に関することから、一括上程、一括審査したものであります。

第1点として、福野地区集会施設は、平成25年度に町内会へ無償譲渡とすることから市の負担は生じないが、来年度も指定管理とする若美歴史学習交流会の市負担分は、どの程度となるのかとの質疑があり、当局から、歴史学習交流館については無償譲渡の理解を得られなかったことから、平成25年度も1年間の指定管理者として渡部町内会を指定するものであり、市負担分としては、建物の火災保険料及び消防設備保守点検経費で、年間約2万7千円程度となるものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、施設の無償譲渡を受け入れられない理由について質疑があり、当局

から、施設の老朽化により屋根と外壁の補修等に約300万円程度見込まれるとのことであり、地区公民館施設改修等補助制度を活用しても多額の補修費用が見込まれることから、町内会では難色を示しているものである。

今後も他地区の状況等を引き続き説明するとともに、市の考え方を示し、理解が得られよう粘り強く協議を続けてまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、福野地区の集会施設は、利用している地域住民がコミュニティ活動の拠点であるという意識を持ちながら、自分たちで責任を持ってきめ細かな補修などをし、多くの方々が活用しているものである。

今後も若美地区においては、数施設の市所有集会施設の無償譲渡が予定されていることから、地域住民が責任を持って集会施設の維持管理をするよう働きかけていくべきであるとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本2議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。15番小松穂積君

【15番 小松穂積君 登壇】

○15番（小松穂積君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第12号男鹿市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

本議案は、新型インフルエンザ等対策本部特別措置法の規定に基づき、男鹿市新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

本件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、第3子以降の幼児に係る保育料の免除について、対象となる幼児の全部が小学校に入学したことから、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局から、改正前の本条例第5条第2項の条文では、「園児が戸籍上第3子以降の幼児として平成18年4月1日以前に出生した者である場合は、保育料を免除する」となっているが、対象となる幼児が全部小学校に入学したことから、削除するものである。

なお、平成18年4月2日以降に出生した戸籍上の第3子以降の幼児については、秋田県と市町村が実施している、すこやか子育て支援事業において、平成21年8月1日以降、男鹿市の単独実施分として保育料を全額助成しているところであるとの説明があったのであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正についてであります。

本議案は、平成24年6月28日に議案第65号として議会の議決を経た、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更を訂正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第11号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、知事の権限に属する事務の一部について移譲を受けることに伴い、申請に対する審査等に要する手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、議会運営委員会において、教育厚生委員会所管に係る改正事項も含まれていることから、連合審査会開催の方向性が示されたことを踏まえ、委員会開会冒頭、教育厚生委員会に係る改正事項の確認を行った上で、男鹿市議会会議規則第95条の規定により、本委員会では教育厚生委員会に対し連合審査会開催の申し入れ

を決定し、同日、開催の申し入れを行ったものであります。一方、教育厚生委員会では、同日7日午後4時半より、市庁舎5階大会議室においての連合審査会の申し入れに応じることとし、開催の運びとなったものであります。

この際、連合審査会における説明の概要について申し上げます。

観光商工課所管に係る改正事項として、採石業者の登録申請手数料、採取計画の認可手数料及び採取計画の変更認可手数料など6項目、生活環境課所管に係る改正事項としては、浴場業の許可申請に対する検査手数料、クリーニング所、理容所及び美容所の開設届に伴う検査手数料の4項目が改正されるものであります。

この後、質疑に入り、委員より、許可申請から許可書交付までの事務作業について質疑があり、当局から、一例として、公衆浴場法に基づく許可申請では、申請受付後、使用前検査として消防法による適合確認、建物の建築確認並びに施設検査を経て問題がなければ許可書を交付するものである。また、許可後においては、許可権者である市長が監視指導を行い、申請内容と異なる場合には経営許可の取り消し等を行うことになるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、許可後に監視指導ができる根拠について質疑があり、当局から、許可申請などのほか、市長権限により行われる一連の事務については、採石法及び公衆浴場法などの上位法の規定に基づき行われるものであるとの答弁があったのであります。

質疑後、連合審査会を閉会し、直ちに本委員会を開催したのであります。

委員会では、許可後に監視指導ができる根拠を改めて確認したものであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号男鹿市若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習館条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習館の休館日を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市宮農業農村整備事業分担金徴収条例の制定についてであ

ります。

本議案は、男鹿市営農業農村整備事業に要する経費に充てるための分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、第1点として、条例制定に至った経緯について質疑があり、当局から、国では、国内におけるトンネル天井板落下など各種施設の老朽化に伴う整備対応の遅れを改善するため、これまで土地改良区がみずから行っていた維持管理的な補修などについても補助事業として位置づけ対応するとしたことから、当該条例の制定が必要となったものである。

また、分担金を徴収しながら事業推進を図ることについては、市が事業主体となっている他事業との均衡を図るため徴収するものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、市長が定めるとする受益者分担額の基本的考え方について質疑があり、当局から、受益者分担額の基本的考え方については、当該条例第3条において、分担金の額は受益者が受ける利益を勘案して市長が定めると規定しているものである。

補助割合を明文化しないことについては、事業推進を図る際、事業内容を精査しながら、かつ投資効果などを判断し、ケース・バイ・ケースで弾力的な運用を図ってきたいことから、明文化していないものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号男鹿市総合技能センター条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、男鹿市総合技能センターを廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿総合運動公園多目的広場の名称を変更するため、本条例の一部を改

正するものであります。

本案について、委員より、競技種目等、使用制限の有無について質疑があり、当局から、今後、教育委員会において協議されるものであるが、ある程度の制限はされるものと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市都市公園の設置に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地域主権改革による都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、都市公園の設置に関する基準等を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、都市公園の設置数について質疑があり、当局から、都市公園については、旧男鹿地区が都市計画区域に指定されており、その数は38カ所となっているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号男鹿市市道の構造に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地域主権改革による道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、市道の構造に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号男鹿市準用河川に係る河川管理施設等の構造に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地域主権改革による河川法の一部改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、市内準用河川数について質疑があり、当局から、市内における準用河川は12カ所となっているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの



と決した次第であります。

次に、議案第23号男鹿市下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第24号男鹿市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて及び議案第25号男鹿市漁業集落排水事業特別会計への繰入れについての3件についてであります。

本3件は、平成25年度男鹿市一般会計から、平成25年度男鹿市下水道事業特別会計へ6億5千万円以内を、男鹿市農業集落排水事業特別会計へ6千万円以内を、男鹿市漁業集落排水事業特別会計へ5千500万円以内を、それぞれ繰り入れするものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、下水道事業に係る普及率及び水洗化率について質疑があり、当局から、平成24年3月31日現在の下水道事業に係る進捗状況については、男鹿地区における公共下水道事業では、普及率49.3パーセント、水洗化率71.8パーセント、五里合地区農業集落排水事業で、普及率4.7パーセント、水洗化率78.5パーセント、入道崎地区漁業集落排水事業で、普及率1.2パーセント、水洗化率91.9パーセント、平成24年4月に供用開始した門前地区漁業集落排水事業では、2月末日での水洗化率78.6パーセント、若美地区における特定環境保全公共下水道事業では、普及率15.7パーセント、水洗化率58.0パーセントとなっている。

また、合併浄化槽を含む市全体の普及率は75.9パーセント、水洗化率は71.5パーセントとなっているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号市道の廃止について及び議案第27号市道の認定についての2件についてであります。

本2件は、国道101号と市道の振りかえ及び男鹿浦田地区農地集積加速化基盤整備事業の完了等に伴い、五明光釜谷地線など6路線、延長2万1千434メートルの市道を廃止するとともに、五明光箒台線など4路線、延長1万9千770メートルを市道に認定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、未舗装道路や防災道路などへの対応について質疑があり、当局から、未舗装道路を含む道路整備については、社会資本整備総合交付金事業

や一般維持費などを活用しながら計画的に進めているところである。

また、防災道路については、石油貯蔵施設立地対策等交付金を事業財源とした整備が考えられるが、今後検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 28 号三種町道の廃止の承諾について及び議案第 29 号三種町道の認定の承諾についての 2 件についてであります。

本 2 件は、国道 101 号の路線振りかえに伴い、三種町長が本市の区域内における 1 路線、延長 2 千 6 メートルの三種町道を廃止するとともに、本市の区域内において 1 路線、延長 8 4 4 メートルを三種町道に認定することについて承諾するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、本市における議決根拠について質疑があり、当局から、議決根拠については、行政区域外にある路線の認定・廃止を行うには、当該路線の属する関係市町村の議会の議決を要するとする道路法の規定によるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1 番三浦桂寿君

【1 番 三浦桂寿君 登壇】

○1 番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第 1 号から第 9 号まで及び第 30 号から第 42 号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る 5 日開会し、各補正予算並びに新年度予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてご報告申し上げます。

最初に、補正関係について申し上げますと、第 1 点として、漁業生産施設等復旧支援事業費における補助金の減額理由とあわせ、漁業者の負担割合とその後の経緯等について。

第2点として、社会資本整備総合交付金事業費における道路改良の事業内容と工事場所について。

第3点として、教育旅行誘致費補助金の減額理由とあわせ、その事業内容及び取り組みと効果について。

第4点として、男鹿東中学校グラウンド等整備工事における国庫補助の内容及び補助率について。

第5点として、船川第一小学校校舎棟耐震補強工事における実施設計業務の発注時期について。さらに、複式学級の解消と学力向上に対する考え方とあわせ、統合の進め方と保護者等への説明方について。

第6点として、農業水利施設保全合理化事業において、土地改良区以外からの要望等の有無について。

第7点として、おが地域振興公社及び男鹿市体育協会における指定管理料の増額理由とあわせ、管理運営における経営努力に対する考え方について。

次に、新年度関係の質疑について申し上げますと、第1点として、常設の公認グラウンドゴルフ場新設の請願採択に対する今後の考え方について。

第2点として、海フェスタ開催に伴う構成市町村の負担金と経費の内訳、実施事業の取り組み内容、事業費の積算及び誘客数の見込みと、これまでの協議内容について。さらに、開催における市民への情報発信とあわせ、地震津波等防災に関するセミナー等の開催方について。

第3点として、防災費における工事請負費の事業内容及び工事場所とあわせ、次年度以降の計画等について。

第4点として、行政改革において、総務企画課と生活環境課に係る業務が広範囲となっているが、今後の組織機構の見直しや業務の平準化に対する考え方について。

第5点として、男鹿地区消防一部事務組合への負担金に係る司令システム整備工事及び通信司令室増築費用に係る財源内訳とあわせ、津波ハザードマップの見直しにおける浸水深への対応方について。さらに、消防広域化への進捗状況と見直しについて。

第6点として、根木浄水場増補改良事業における一般会計からの出資金に係る内容とあわせ、今後、余剰水を踏まえた大潟村との協議内容と供給時期の見直しについて。

て。さらに、水道・ガス施設における耐震管の数値目標と今後の更新計画について。

第7点として、総合行政情報システム使用料における運用状況及び業務内容とあわせ、委託先について。

第8点として、観光誘客宣伝費として委託料が計上されているが、その事業内容と取り組み方について。

第9点として、耕作放棄地における今後の対応策について。

第10点として、木造校舎を建設した場合の国の有利な補助制度について。

第11点として、就業資格支援事業における資格取得の実績及び取り組みに対するそれぞれの数値目標と今後の施策について。

第12点として、水産業の振興における種苗放流事業と販路拡大に向けた男鹿産水産物のブランド化への取り組み方について。

第13点として、男鹿みなと市民病院経営健全化計画に対する地方公営企業法の繰り出し基準に基づく一般会計からの財政支援の考え方について。

第14点として、国際交流への取り組みとあわせ、小・中学生における英会話等、外国語の習得に対する考え方と人材育成について。

第15点として、地域防災計画の見直しとあわせ、避難道路としての船川地区の背後地の未着手区画における今後の計画等について、などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第1号から第9号まで及び第30号から第42号までについては、原案のとおり可決及び承認すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第1号から第42号までを一括して採決いたします。

本42件に対する委員長の報告は可決及び承認であります。本42件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から第42号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

---

### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議案第42号TPP交渉参加に嚴重抗議する決議が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第2 議案第42号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第2、議案第42号TPP交渉参加に嚴重抗議する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。11番米谷勝君

【11番 米谷勝君 登壇】

○11番（米谷勝君） 私から、本件の提案理由のご説明を申し上げます。

安倍総理大臣は、さきの日米首脳会談において、「聖域なき関税撤廃は前提でないことを確認した」とし、環太平洋連携協定交渉に参加すると表明しました。

さきの衆議院選挙において、自民党が「聖域なき関税撤廃を前提にする限り、交渉参加に反対する」をはじめとする食の安全・安心基準を守るなど、あわせて6項目の公約は、このままで果たして守れるのか、大きな疑問が残るものであり、公約違反の暴挙と言わざるを得ません。

T P P交渉は、世界貿易機関や経済連携協定と異なり、関税撤廃の例外は認められておらず、原則10年以内にすべての品目が交渉対象となり、関税撤廃が求められるはずであります。

何ら具体的な確約もなく、また、正確な情報開示もせず、「最終的な結果は交渉の中で決まっていく」、さらには「一方的にすべての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではない」と示しております。

このような中で、交渉参加、協議に入っていくことは極めて危険であることから、今回の参加表明は、国の食料安全保障、医療、保険等、国民の基本的な重要な事柄を路頭に迷わせる、極めて無責任な決断であると言わざるを得ません。

安倍内閣は、国の最高責任者として、日本の未来に汚点を残す過ちは速やかに正していくことが、今、求められているものであります。

よって、男鹿市議会は、過去二度にわたるT P P反対決議を行っている中で、このたびの政府、安倍内閣の交渉参加表明に厳重に抗議するものであります。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第42号T P P交渉参加に厳重抗議する決議を採決いたします。本件は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決され

ました。

---

### TPP交渉参加に嚴重抗議する決議

安倍総理大臣は、先の日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃は前提でないことを確認した」とし、環太平洋連携協定交渉に参加すると表明いたしました。

先の衆議院選挙において、自民党が「聖域なき関税撤廃を前提にする限り、交渉参加に反対する」をはじめとする食の安全安心基準を守る等あわせて6項目の公約はこのままで果たして守れるのか、大きな疑問が残ります。

公約違反の暴挙と言わざるを得ません。

TPP交渉は、WTOやEPA協定と異なり関税撤廃の例外は認められておらず、原則10年以内に全ての品目が交渉対象となり、関税撤廃が求められるはずであります。

なんら具体的確約もなく、また、正確な情報開示もせず、「最終的な結果は交渉の中で決まっていく」「一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではない」と示している。

このような中で、交渉参加、協議に入っていくことは極めて危険である。

今回の参加表明は、国の食料安全保障、医療、保険等国民の基本的な重要な事柄を路頭に迷わせる極めて無責任な決断である。

安倍内閣は国の最高責任者として、日本の未来に汚点を残す過ちは、速やかに正していくことが今求められている。

男鹿市議会は、過去2度にわたるTPP反対決議を行っている中で、この度の政府、安倍内閣の交渉参加表明に嚴重に抗議するものである。

平成25年3月15日

男鹿市議会

---

### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第43号及び第44号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

---

### 日程第3 議会議案第43号及び第44号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議会議案第43号年金2.5%の削減中止を求める意見書及び第44号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会議案第43号及び第44号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会議案第43号及び第44号は、原案のとおり可決されました。

---



## 年金2.5%の削減中止を求める意見書

貴職におかれましては、住民の福祉の増進に日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

国会は、昨年2.5%年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させました。

その中でもとりわけ年金2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。秋田県では、年金2.5%削減により、100億円の減額になると推計され、県経済に与える影響は甚大なものとなることが予想されます。

年金は、自治体の高齢住民に直接給付される収入で、特に大都市部を離れた地域では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることでしょう。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、下記事項について、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

### 記

「年金2.5%の削減」を中止すること

平成25年3月15日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 田村憲久様

## 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書

今や日本の労働者の3人に1人は非正規、4人に1人は年収200万円以下のワーキング・プアです。賃金年収は、1997年より平均58万円も減っています。これほどの賃金下落は世界に例をみません。消費が縮小するのも当然です。家計は厳しく、モノは売れず、生産は縮小し、雇用破壊と企業の経営危機を招いています。収入が少なく不安定はため結婚できず、子どもを産み育てられない青年も増えています。これ以上、低賃金の蔓延を放置し続ければ、日本社会は崩壊してしまいます。東日本大震災からの復興も停滞しています。国と自治体の施策も、民間の投資も、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進みません。

今の地域別最低賃金は、東京で850円、震災被災地の岩手が653円、秋田は654円です。フルタイムで働いても税込みで153万円から117万円では、まともな暮らしはできません。地域間格差も大きな問題です。昨年、秋田県の地域別最賃は時間額7円の引き上げでしたが、東京は13円、全国平均では12円の引き上げでした。この5年間で秋田県と東京では、時間額で75円も格差が拡大しています。これでは、若者の県外流出を止めることは困難です。地域間格差を解消しつつ、大幅に引き上げる必要があります。

2010年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。最低賃金1000円は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は購買力平価換算で月額約20万円、時間額1000円以上が普通です。高い水準の最低賃金で消費購買力を確保し、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。

日本でも、中小企業への経営支援を拡充しながら、最低賃金を引き上げることが必要です。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整理していけば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができます。

以上を踏まえ、下記事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出

します。

## 記

- 1 地域別最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 全国一律最低賃金制度確立を展望し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 中小零細企業予算を増やし、経営支援策を拡充するとともに、中小零細業者の生活支援策を十分に講じること。

平成25年3月15日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 田村憲久様

---

### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第4 継続審査事件の承認

○議長（吉田清孝君） 日程第4、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成26年3月定例会まで、閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事項の審査及び調査は、平成26年3月定例会まで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。  
これにて3月定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

---

午後 2時44分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 畠 山 富 勝

議 員 船 橋 金 弘